

下記のとおり、公募により提案書類を募集し、その内容を審査し最良の提案者（契約候補者）を選定し、随意契約の手続きを進める企画競争を実施する。

令和8年1月13日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北1条ビル8階  
札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室  
事業担当課（電話011-211-2422）  
メールアドレス gx-project@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

北海道・札幌におけるGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務

(2) 業務内容等

提案説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額（事業規模）

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 企画競争参加資格

(1) 日本国内に事業所を有する法人であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

(5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(6) 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。

(7) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発

注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

- (9) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- (10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### 4 提案説明書の交付方法等

- (1) 提案説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

- (2) 提案説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/gx/fund/investment\\_benchmarking\\_survey.html](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/gx/fund/investment_benchmarking_survey.html)

#### 5 参加手続き

- (1) 提出期限

令和8年1月21日（水）正午まで（送付の場合は必着のこと。）

- (2) 提出場所

上記1に同じ

- (3) 提出方法

上記1まで持参又は送付により提出すること。

- (4) 提出書類

参加申込書（様式1）

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者は、以下に掲げる書類を、上記参加申込書（様式1）と併せて提出すること。

| 提出書類             | 備考                                                                                 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 申出書（共通第2号様式）     | -                                                                                  |
| 登記事項証明書          | ・登記は現在事項証明又は全部事項証明。<br>・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること。                   |
| 財務諸表（直近2期分）      | ・貸借対照表、損益計算書                                                                       |
| 納税証明書（市区町村民税）    | ・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの。<br>・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること。 |
| 納税証明書（消費税・地方消費税） | ・未納が無い旨の証明書<br>・写しでも可とするが、参加申込書の提出日から3カ月以内に発行されたものであること。                           |
| 誓約書（様式2）         | -                                                                                  |

## 6 提案書類

### (1) 提出期限

令和8年1月26日（月）正午まで（送付の場合は必着のこと。）

### (2) 提出場所

上記1に同じ

### (3) 提出方法

上記1まで持参又は送付により提出すること。

### (4) 提出書類

提案書及び参考見積書（自由様式）

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの（正本） 3部
- ・表紙に提案者の団体名称等が記載されていないもの 10部

## 6 評価方法(契約候補者選定方法)

提案説明書に明示する評価基準等に基づき、本調達に係る企画競争実施委員会7名が独立して評価点を算出し、その合計値が最低評価基準点以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

## 7 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本告示に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(4)の予算額(事業規模)を超える提案

- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記 6(1)の提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記 3 の参加資格を満たさなくなった者がした提案

## 8 その他

上記のほか詳細については提案説明書による。